

関西広域連合関係

1 第163回関西広域連合委員会（令和6年3月2日）配布資料（抜粋）

- （1）関西広域連合への奈良県の全部参加について…………… 2

（その他事項）

令和 6 年能登半島地震への対応について
（「第 3 回令和 6 年能登半島地震災害対策支援本部会議」として開催）

2 第164回関西広域連合委員会（令和6年3月21日）配布資料（抜粋）

- （1）大阪・関西万博 関西広域連合WEBパビリオンの公開について…………… 5
（「大阪・関西万博 関西パビリオン企画委員会」を兼ねて実施）

（その他事項）

令和 6 年能登半島地震への対応について
（「第 4 回令和 6 年能登半島地震災害対策支援本部会議」として開催）

3 第165回関西広域連合委員会（令和6年4月25日）配布資料（抜粋）

- （1）万博期間中のライドシェアの緩和に向けて…………… 6

（その他事項）

令和 6 年能登半島地震への対応について
（「第 5 回令和 6 年能登半島地震災害対策支援本部会議」として開催）

4 第166回関西広域連合委員会（令和6年5月23日）配布資料（抜粋）

- （1）令和 6 年能登半島地震への対応について…………… 10
（「第 6 回令和 6 年能登半島地震災害対策支援本部会議」として開催）

（その他事項）

令和 7 年度 国の予算編成等に対する提案（案）について

関西広域連合への奈良県の全部参加について



関西広域連合

令和6年3月2日
本 部 事 務 局

1 概要

奈良県の全部参加に係る関西広域連合規約の変更について、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、2月20日付けで許可を得た。

2 規約変更内容

規約変更概要

第1条～第3条 (略)

(広域連合の処理する事務)

・変更箇所はゴシック部分

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)・(2) (略)

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ 外国人観光旅客の**旅行の容易化等の促進来訪の促進等**による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。~~以下本号において「法」という。~~）に規定する**外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの第4条第1項及び第2項に規定する協議会の組織に関する事務**

~~(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務~~

~~(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務~~

ウ～キ (略)

(4)～(9) (略)

2 前項各号に掲げる事務のうち、~~同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。~~

3 (略)

第5条～第7条 (略)

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、**39人40人**とする。

第9条～附則 (略)

別表（第20条関係）次項別表のとおり

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第3号 ア及びイ に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号 ウイ からキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号 ア に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号 イ に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号 ウ に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の10

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。
(準備行為)
- 2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。
 - (1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）
 - (2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務
(負担金の徴収に係る経過措置)
- 3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。

3 経緯

令和5年

- 7月20日 関西広域連合委員会で、奈良県知事から全部参加の申出
- 9月23日 関西広域連合委員会で関西広域連合規約の改正案の確認
(奈良県の全部参加関連部分)
- 10月26日 関西広域連合委員会で関西広域連合規約の改正案の確認
(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の改正関連部分)
- 12月 構成府縣市議会において関西広域連合規約改正案を議決

令和6年

- 1月9日 総務大臣への関西広域連合規約変更の許可申請
- 2月20日 総務大臣許可
- 4月1日 変更後の関西広域連合規約の施行（奈良県全部参加）

4 広域連合長メッセージ（令和6年2月20日発出）

本日、先に総務大臣に申請していましたが、関西広域連合への奈良県の全部参加に係る関西広域連合規約の変更が許可されました。今後は、規約の施行手続を経て、令和6年4月から奈良県の全部参加が実現します。

設立から14年目に入った関西広域連合は、奈良県の全部参加を機に、新体制のもとで関西全体で広域行政を担う総合力をさらに高め、一層活力ある関西を目指し、関西広域連合のバージョンアップを図ってまいります。

令和6年2月20日

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

令和6年3月21日
大阪・関西万博担当
(本部事務局)

大阪・関西万博 関西広域連合 WEB パビリオンの公開について
(大阪・関西万博 関西パビリオン企画委員会)

1 公開日

令和6年4月1日(月)

2 URL

<https://future.kouiki-kansai.jp>

3 WEB パビリオンの主な項目

- (1) 関西パビリオンについて (ABOUT KANSAI PAVILION)
大阪・関西万博及び関西パビリオンの情報
- (2) 関西観光情報 (KANSAI GATEWAY)
広域周遊観光に関する情報
- (3) 関西の未来を探す旅 (FUTURE OF KANSAI)
関西全体の魅力を発信するオリジナルコンテンツ

4 今後の展開

随時情報更新を行い、内容の充実を図る。

万博期間中のライドシェアの緩和に係る要請活動について(報告)

令和6年5月23日
本部事務局

1 報告内容

- (1) 提言文 別紙「万博期間中のライドシェアの緩和に向けた提言」のとおり
- (2) 日 時 令和6年5月21日(火) 14時30分～16時30分
- (3) 参加者 関西広域連合
吉村委員(大阪府知事)
土井本部事務局長(広域連合長代理)
- (4) 要請先 超党派ライドシェア勉強会 小泉 進次郎 会長
国土交通省 斉藤 鉄夫 国土交通大臣
デジタル庁 河野 太郎 デジタル行財政改革担当大臣
内閣府特命担当大臣(規制改革)

万博期間中の ライドシェアの 緩和に向けた提言



関西広域連合

開催まで1年を切った大阪・関西万博は、世界の課題解決への針路を示すとともに、我が国の経済成長の起爆剤としても期待される。その成功に向け、関西はもちろん、オールジャパン体制で取組みを進めなければならない。

現在、万博に向け様々な準備が進められているが、会場における魅力的なコンテンツの発信、安全・安心の確保などに加え、来場者にいかにストレスのない円滑な移動手段を提供するかも重要である。

万博期間中は、多くの来場者が会場を起点に移動することとなる。その有効な移動手段の一つがタクシーであるが、大阪府及び大阪市の試算では、期間中、大阪府内で一日当たり約2,300台のタクシー、約4,000人のドライバーが不足すると見込まれており、これに対応するには、ライドシェア制度の導入が大きな選択肢となり得る。

もとより、交通を取り巻く地域の実情は様々であり、徹底した安全確保と、タクシー会社との共存共栄を大前提に、ライドシェア制度も柔軟に実施されるべきもの。とりわけ、2,800万人もの来場者が見込まれる万博においては、その実情に合わせたライドシェアを実現することで、来場者の交通分散だけでなく、ストレスのない移動によるおもてなしの向上が期待できる。あわせて、万博を機に豊富な観光資源を有する関西各地への周遊が促進され、交流人口の増加による地域活性化にもつながるものと期待される。

以上のような認識の下、次の事項について要望する。

記

1. 開催地・大阪において、万博で急増する移動需要に対応するためには、実施主体、地域、期間などが限定される現行のライドシェア制度では不十分。大阪の実情に合わせたライドシェア制度を、遅くとも開幕半年前には始動できるよう、現行制度の緩和を行うこと。
2. なお、交通空白地を抱える地域、大規模イベントの開催による一時的な需要増への対応が必要な地域など、地域の実情は様々。ライドシェア制度の導入が必要と考える地域が、その実情に応じ、課題解決に資するような柔軟で多様なライドシェアを実現できるよう、国における議論を進めること。

令和6年5月21日

関西広域連合

広域連合長	三日月大造（滋賀県知事）
副広域連合長	西脇 隆俊（京都府知事）
委員	吉村 洋文（大阪府知事）
委員	齋藤 元彦（兵庫県知事）
委員	山下 真（奈良県知事）
委員	岸本 周平（和歌山県知事）
委員	平井 伸治（鳥取県知事）
委員	後藤田正純（徳島県知事）
委員	松井 孝治（京都市長）
委員	横山 英幸（大阪市長）
委員	永藤 英機（堺市長）
委員	久元 喜造（神戸市長）

令和6年能登半島地震への対応について
(第6回 令和6年能登半島地震災害対策支援本部会議)

令和6年5月23日

広域防災局

【議事】

- 1 令和6年能登半島地震への対応について
- 2 意見交換

【資料】

- ・別添 令和6年能登半島地震への対応について

令和6年能登半島地震への対応について

令和6年5月23日
広域防災局

前回会議の決定事項：令和6年4月以降の支援方針の決定（第5回災害対策支援本部会議 令和6年4月25日開催）

引き続き、現支援方針（3/21決定）に基づき支援を実施

（現支援方針）

- ①各被災市町の要請・意向と復旧状況に基づき、4月以降は構成団体個別の判断により支援を継続
- ②4月以降は中長期派遣（技術職員等）を主として支援
- ③当面の間、災害対策支援本部体制は維持

前回会議（4月25日）からの主な変更点

- 被害等の状況
 - ・死者245名（±0）、住家被害79,618棟（+1,542）など＜5/14現在＞
 - ・市町1次避難所開設数109箇所（▲22）、避難者数1,967（▲664）＜5/14現在＞
- 復旧等の状況
 - ・上下水道の状況→断水：約2,510戸（▲1,950）※能登町では断水解消＜5/14現在＞
 - ・ボランティアの状況：活動実績88,511人（+17,590）＜5/8現在＞
 - ・応急仮設住宅→着工5,771戸（+330）、完成3,557戸（+997）＜5/8現在＞
- 政府の対応
 - ・第5回復旧・復興支援本部会議の開催（4/23）
- 各構成団体からの人的・物資支援等
 - ・人的支援（一般行政職・専門職・消防等）延べ 約95,000人・日、中長期派遣：78人＜5/15現在＞

今後の対応

- 引き続き、現支援方針（3/21決定）に基づき支援を実施
- 短期支援が終了した後の対応
 - ①中長期派遣を主とした支援を継続
 - ②当面の間、災害対策支援本部体制は維持（本部会議については、必要に応じ実施）
- 短期支援を通じた気づき等の関西防災・減災プランへの反映